下水道建設

受益者負担に理解ある協力を

近く申告用紙をお手元へ

新年度から五か年計画で中部地域に下水道の建設が決まったことに伴い、建設される地区の土地の所有者または権利者からは、その受ける利益の限度内で、その費用の一部を負担してもらうことになりました。

そこで市では、あらかじめ固定資産台帳に基づいて個人ごとの土地所有面積を調査し二月上旬ころに、土地所有権者あて申告用紙をお届けすることにしています。したがって、通知を受けた土地の所有者のかたからは、その申告用紙に記入されている内容が間違っていないかどうかを十分確認してもらうことになります。

なお、土地を他に貸しているような場合には、今後受益者負担金を納める人が、土地の所有者なのか、それとも権利者なのかをはっきりさせるためからも、当事者どうしで十分話し合って、権利者が納めることになるようであれば申告用紙に両者で認印して折り返し下水道課あて届け出ていただくことにしています。

しかし、この申告書の提出がないと、市では権利者などの状態がわからないため、市の調査のとおり土地の所有者あて負担金の納入令書が届くことになりますので、忘れないで届け出てください。

また、所有している土地が減免または徴収猶予などの対象になるような場合には、それぞれの申請が必要ですから下水道課で用紙をもらって手続きをしてください。

参考までに受益者負担金は一平方メートル当たり百七十七円（一坪は三・三平方メートル）で、今年の六月から年四回にわけて五か年間の分割で納めていただくことになります。

受益者負担金は、下水道工事の重要な財源の一部にあてられます。市民各位の理解あるご協力をお願いいたします。

下水道メモ

今号からしばらくの間「下水道メモ」欄をもうけ、下水道についてのいろいろな問題や、工事の進み具合いなどについてお知らせすることにしました。

受益者負担のこと ―その一―

工事費が、物価の値上がりなどで増額された場合には、負担金は追加されるのだろうか…。

◇　◇　◇

受益者負担金は、建設費の五分の一ということですから、条例では工事が終わった時点で精算するという規定をしています。

しかし、増加になった金額の程度によって、市長が精算をしないという決定もできることになっています

現在、全国の各都市では受益者負担金を徴収して下水道工事を進めていますが大部分の都市では、精算金を徴収しないでいるといわれます。

当市の場合も、できる限り財政努力をして財源をつくり、精算金は徴収しないようにしたいと考えています。

住所が変わったら住民異動届けを

住所を変えると、住民異動届けをしなければなりません。まず、届け出という義務を果たしてから権利を守り、主張しましょう。

転入、転居、世帯変更（世帯分離、世帯合併、世帯主変更）届けは、異動のあった日から十四日以内に、また転出届けは、転出予定日以前に市役所市民課の①番の窓口へお届けください。

持参するものは

▼転入届け…前住所地からの転出証明書、国民年金手帳（加入している人）、印かん

▼転居届け…印かん、国民健康保険証（加入している人）

▼世帯変更届け…印かん、国民健康保険証（加入している人）

▼転出届け…印かん、国民健康保険証（加入している人）印かん手帳（登録している人）、米の配給通帳

なお、市民課では、戸籍の届け書（婚姻、離婚、養子縁組など）を⑤番の窓口へ届け出られても、住所が変わるものは、さらに①番の窓口へ届け出られるよう望んでいます。

児童手当金

請求受け付け中

先号広報にもお知らせのとおり、この四月から「児童手当金」の支給範囲が広げられその対象も、第三人目の扶養親族以降五歳未満の児童から五歳以上十歳未満の児童にも適用されることになりました。

該当する保護者のかたは新年度から「児童手当金」が受けられることになりますので請求の手続きを忘れないようにいたしましょう。

手続きは、三月二十日まで市社会福祉事務所で受け付けしています。

なお、認定請求の手続きには、次のものが必要です。

①印かん　②健康保険証　③市内の銀行または農協（郵便局は除く）の預金通帳の口座番号の控え　④昭和四十七年一月一日以降に新津市に転入したかたは、前住所地の所得証明書

なお、公務員や公社職員などの該当者は、勤務先へ申請してください。

鮮魚仕出し
中野　竹内　魚新
草水町☎2―1019 (有)132―17
古田☎2―3668 (有)123―18
新栄町☎2―1268

公表します水道局の業務状況

新津市水道事業に関する昭和46年度の決算の状況および昭和47年4月1日から、同9月30日までの業務の状況を、新津市水道事業設置等に関する条例第5条の規定により次のとおり公表します。

新津市水道事業管理者
新津市長　志田　保

昭和46年度の業務状況

(1) 給水業務

給水戸数給水人口および普及率

戸数			人口		
総戸数	給水戸数	普及率	総人口	給水人口	普及率
14,481戸	14,335戸	99%	57,695人	57,118人	99%

(2) 修繕工事等の業務

給水装置工事件数

業種別＼工事別	新設工事	変更工事	修繕工事	計
直営	2	61	4,867	4,930
請負	527	85	0	612
計	529	146	4,867	5,542

修繕工事件数

修繕名	有収修繕	無収修繕	無収開閉栓	計
件数	2,000	1,616	1,251	4,867

配水管洗水修理件数

本管自体修理	分水栓より止水栓まで	その他	計
281	482	60	823

消火栓修理件数　25件

業種別給水戸数及び給水量

種別	用途別	昭和45年度 戸数	昭和45年度 給水量	昭和46年度 戸数	昭和46年度 給水量	比較 戸数	比較 給水量
1類	家庭用	12,734	2,210,481	13,120	2,295,260	386	84,779
2類	浴場営業用	10	27,696	4	15,420	△6	△12,276
3類	その他用	1,119	1,779,157	1,211	1,542,585	92	△236,572
岱越村浄水供給			629,568		643,435		13,867
計		13,863	4,646,902	14,335	4,496,700	472	△150,202

(3) 浄水場の業務

取水系

区分	昭和45年度	昭和46年度	比較
取水量	6,521,593m³	6,650,479m³	128,886m³

沈澱系

区分	昭和45年度	昭和46年度	比較
沈澱池処理量	6,055,092m³	6,650,479m³	595,387m³
バンド使用量	370,115kg	88,743	△ 281,372
ソーダ灰使用量	97,075	58,793	△38,282
アルギン酸ソーダ使用量	2,155.75	5,879	3,723.25
パック使用量	0	56,034	56,034

殺菌系

区分	昭和45年度	昭和46年度	比較
塩素使用量	8,551kg	9,181kg	630kg

浄水系

区分	昭和45年度	昭和46年度	比較
沪過水量	6,055,092m³	6,328,987m³	273,895m³
洗滌水量	295,650	310,000	14,350

送水系

区分	昭和45年度	昭和46年度	比較
送水ポンプ運転時間	40,763時20分	47,200時20分	6,437時
送水量	5,972,640m³	5,918,234m³	△54,406m³

電力系

電力使用量	満願寺浄水場	2,516,869KWH	
	高区ポンプ所	72,808	
	金津ポンプ所	9,540	

鮮魚専門　小熊　新津公衆市場内☎2―4943 2―3004
鮮魚仕出し　井浦　善道町2☎2―0654 2―0038
熊治　中村☎2―0540